

二〇一七年度 福山市政に対する要求書

日本共産党福山市議会議員団

村井	明美
高木	武志
土屋	知紀
河村	晃子

二〇一六年十一月十四日

福山市長 枝廣 直幹 様

二〇一七年度福山市の予算編成を市民の命・くらし・福祉最優先に

一、 安倍政権は、2015年、集団的自衛権発動の閣議決定に続き、9月19日未明、安保関連11法案を強行しました。いよいよこの11月には新しい任務を付与した自衛隊を南スーダンに派兵しようとしています。また、TPPの承認決議案を衆議院で強行しました。日本国憲法と立憲政治を踏みこむ暴挙は、戦後71年間継続してきた戦争をしない国の根幹を捻じ曲げ、日本社会のありようを根底から覆そうとしています。

また、地方再生の名の下に、財政措置で誘導し、連携中枢都市圏構想を進めさせ、実質的な道州制の突破口を開こうとしています。

福山市は、日本国憲法と地方自治法を遵守し、非核平和の行政をつらぬき、自治体の本旨である市民の命最優先・福祉増進・暮らし向上のための市政運営を進めることを強く求めます。

二、 大災害時代の到来と言われる今日、不要不急の大型公共事業は取りやめ、命最優先で急傾斜地対策、公共施設の耐震改修など、防災減災のまちづくりの推進に切り替えることを求めます。

福祉を犠牲にした 「ためこみ主義」 2015年度末約163億円の財政調整基金、総額353億3820万円余の基金)や、後年度市民負担になる市債 (一般会計・平成27年度末1475億5134万円余、特別会計46億8706万円余) の高い公債費を続けながら推進している、国・県・大企業主導の大型開発投資をとりやめ、中核市の事務権限を使って、47万市民の命を守り、防災、暮らしの向上、福祉拡充、豊かな教育の推進、快適な住環境整備促進に重点をおくことを求めます。

三、 不公正をただし、清潔・ガラス張りの市政実現を求めます。

福山市の自治体改革推進会議の設置と異常なまでの労使協調路線について、市民オンブズマンが提訴した通称「福山市ヤミ専従裁判」は最高裁判所判決で断罪されました。しかし、今日なお、同様の仕組みを持つ市の幹部と市職員労働組合の幹部が協議する「市民サービス向上意見交換会」で、主要な施策を取り決めていきます。このあり方は、地方自治体の主体性を損なうと同時に、労働組合の団結権や労働権も侵すものです。

また、数々の予算執行のあり方に住民監査や住民裁判が起こされるなど、市民からの行政不信が示されています。市長を先頭に、法令法規を厳守した公正・公平な市政の執行を鋭意進めることを求めます。

四、 同和行政の法的根拠を失ったにもかかわらず、差別がある限り」と、いまだに部落解放同盟との癒着構造を温存し、「利用」しています。部落解放同盟への団体補助金や福山市人権交流センター内に「部落解放同盟福山市協議会」の事務所を無償貸与するなどの特別扱いをキッパリ廃止し、同和行政終結を内外に明確に示すことを強く求めます。

地域活性化を進め地方自治の拡充を

○ 福山市が進めている 地方中枢拠点都市「モデル事業は、総務省が打ち出した 新たな広域連携」です。この 「新たな広域連携」は、人口減少・少子高齢社会でも、経済を持続可能なものとし国民が安心して暮らすには、核となる都市やその圏域を戦略的に形成することが必要として 市町村が単独で、あらゆる公共施設等をそろえるとといった 「フルセットの行政」から脱却し、市町村間や市町村・都道府県間における連携で必要なサービスを確保するものです。

また、人口減少を見据えて居住誘導区域、都市機能誘導区域を定め、周辺に居住する市民を一定地域に集約していこうという立地適正化計画基本方針が策定されました。

第4次一括法は、指定都市と都道府県の二重行政を解消するための調整会議の設置を法定化しています。調整会議は、競合回避の原則や最小コストの原則という能率性を目的にしています。

これは、 民主的にして能率的な行政の確保」の名のもとに、地方自治体が 「住民が主人公」の立場で、福祉の増進を図る観点を欠落させ、住民の暮らしや営業、福祉に密接にかかわる行政事務をリストラしていく道具となりかねません。

この間の一連の権限移譲や 「フルセットの行政」からの脱却、新たな広域連携は、地方への財政支出削減、行政サービスの縮小・集約化を図る地方再編、道州制につながるものであり推進しないことを求めます。

○ 昨年10月に市民意識調査をもとに策定した福山市人口ビジョン、福山市総合戦略は、市民希望出生率1.97を達成し、2060年に40万1千人を目指しています。

総合戦略では、これまでの「ものの豊かさ」を実現してきた時代からの転換を図り、心の豊かさ」が実現できる社会を目指すしていますが、「ものの豊かさ」が実現できているわけではありません。

市民意識調査によると、結婚支援のための行政の支援として、最も多いのが就職機会の確保・非正規雇用の解消です。また、理想の子ども数（2人）を持ったための条件として回答の高い順からみると、子どもの保育費用の負担軽減、子どもの教育費の負担軽減、子どもの医療費の助成充実となっています。

福山市の人口ビジョンで理想とする子ども数を持つためには、まず既婚者が58.1%という状況を増やすことが必要です。

そのために、市民が必要と考えているのが、就職機会・非正規雇用の解消であり、経済的問題が、結婚に障害となっていることを示しています。

子どもを2人持ったための条件でも、子育て費用の負担軽減・充実が必要と答えています。市民意識調査の結果を生かす事が必要です。

1、基本計画、実施計画策定に向け、市民も参加し、意見が述べられるようにすること。
2、国に対し次の事を求めること。

① 全国市町村会や全国市町村議会議長など地方から反対の声が強い道州制の導入は行わないこと。

② 地方交付税制度を守り、地方財源を確保する事。政府は、危機対応モードから平時モードへ切り替えを進めていくとしています。しかし、度重なる自然災害や南海トラフ地震などへの防災対策、不況や増税などで立ちいかなくなる事業者や住民のくらしと雇用への支援、学校や道路など老朽化したインフラの整備など地方自治体の役割が十分発揮されるようしっかりと支援すること。

③ 「集約化」による新たな地方切り捨て政治は行わず、自治体の子育て支援、若者の仕事確保と定住促進への財政支援を実施すること。

④ 地方交付税の特例措置の終了にともなう新たな財源措置が14年度から一部実現しましたが、政府の責任で必要な財源需要に即した財源措置を確保すること。

3、居住の自由を侵す立地適正化計画は、撤回すること。

マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、昨年10月から、赤ちゃんからお年寄りまで住民登録をしているすべての人へ12桁、法人には13桁の番号が通知され、今年1月から運用が開始されています。

このマイナンバー制度導入の目的は、社会保障費の抑制、削減を効率的に進めるために行うものです。当初考えていた社会保障制度、税制、災害分野に加え、金融、医療機関などの分野にまで拡大をするものです。年金機構の情報流出問題にみられるように、国の安全措置は不十分と言わなければなりません。

マイナンバーが被害を受ければ、計り知れない情報流出となります。

先進国のなかでもマイナンバーに大量の情報を付与しているところはありません。

しかも、アメリカ、韓国ではマイナンバーの流出が相次ぎ、成り済まし詐欺などが横行しています。

マイナンバーは、国民の願いから生まれたものではありません。国民の所得、資産を厳格につかみ徴税・社会保障料徴収の強化など効率よく実施・管理したい政府と、マイナンバーをビジネスチャンスにしたい大企業の長年の要求から出発したものです。

福山市民で、このマイナンバーカードを取得した人数が2万6777人 5・68%という状況は、市民の当制度の必要性を感じているものではありません。

○マイナンバーを記載した「特別徴収税額の通知書」を自治体が事業主へ普通郵便で送付するとしていますが、個人情報への漏えい・紛失の危険が増すもので行わないこと。

○国に対し、凍結・中止を求めること。

国保行政について

○国保の広域化に反対すること。

○高すぎる国保税を引き下げること。

1、国庫負担率を元の四五%に還元するよう政府に求めること。

2、国保会計の黒字や国保基金は、国保税引き下げの財源とし、国保税を少なくとも世帯あたり一万円引き下げること。

3、一般会計からの繰り入れを大幅に増額し、国保税の引き下げや申請減免の財源に充てること。

4、保険税の賦課方式について、応益割合は低くし、応能割合を高め、累進性を高めること。

5、現在の保険税賦課計算では、滞納見込み分をあらかじめ、納付見込み分に上乘せするため、保険税が割高となる仕組みです。滞納分は、納付者の責任ではありません。滞納分は、一般会計からの繰り入れで補てんすること。

6、国に対し、子どもの医療費助成制度などによる福祉波及分の減額措置は行わないよう求めること。

7、多子軽減制度を設けること。

8、一部負担金を、子ども 就学前）は無料に、現役世代は2割に、高齢者は1割に引き下げること。

⑦減免制度は、入通院とも生活保護基準の130%までに拡充すること。

①減免適用は、一時的な所得減少にとどまらず、保護基準以下の低所得者も対象とすること。

9、国保税の算定に、18歳未満の子どもは、課税対象にしないこと。少なくとも均等割りの減免を行うこと。

○資格証明書や短期被保険者証は、発行せず保険証を交付すること。

○国保についても、傷病手当及び産前産後の出産手当金を出させるように政府に求め、当面福山市として実施すること。少なくとも、必要な予算についての試算を行うこと。

○国保税滞納者への人権を無視した強権的な取り立ては行わないこと。生活実態をよく聞き、親身に対応する相談・収納業務を行うこと。

○国保税の滞納分について、差押えは行わないこと。

後期高齢者医療制度について

- 後期高齢者医療制度は、直ちに廃止し、老人医療保険制度に戻すよう政府に求めること。
- 短期保険証の発行は行わないこと。
- 医療費の2割負担、3割負担は取りやめ、全ての高齢者の窓口負担を1割とするよう、国に求めること。
- 保険料の滞納分の差し押さえは行わないこと。
- 保険料の特例軽減を廃止しないよう国に求めること。

公務員給与について

- 人事院勧告や県の人事院勧告に基づき給与や一時金について、昨年から2年連続して引き上げを勧告してきました。しかし、これまで「給与特例法」により、2年間7・8%の賃下げなどが行われましたが不十分な措置です。しかも、今後恒久的に公務員の賃金の引き下げとなる「給与制度の総合的なみなおし」を2015年度から3年かけて行う事を要請しています。平均2%の賃金引き下げや地域間格差につながる「地域手当の見直し」、50代後半層では、最大4%もの賃金引き下げを行うものです。これは公務員の生活を厳しくするだけでなく地域経済にも悪影響を与えるものであり、公務員と民間の給与の引き下げ競争にもつながります。民間企業の実質賃金が今年1月まで18カ月連続で低下し、今年2月から8カ月増加したとはいえ、これまでの低下分を補う事にはなっていない。官民格差の解消の名の下に公務員給与の引き下げを行う事は、景気回復の足かせにもなります。国に対し、次の事を求めること。
 - 1、「給与制度の総合的見直し」を撤回すること。
 - 2、行政の目的は多元的であり、成果を測定する尺度を定めにくく、目標を定めることが困難なものです。賃金に反映する人事評価制度は、全体の奉仕者である公務員の意欲低下につながるものであり、おこなわないこと。

公務労働について

- 憲法第十五条で明記されている「全体の奉仕者」である公務員として市職員が、その自覚にもとづく職場規律の確立、職場からの行政改善など積極的に行い、住民奉仕の行政推進をはかること。
- 「業績評価」の導入は行わず、自治体職員の創意で意欲が生かされ、誇りと働きがいもてる職場とすること。

公務員雇用問題について

- 福山市行政は、2015年度決算資料では、正規職員は4024人ですが、臨時職員1272人、嘱託職員1339人によって支えられています。
 - 1、恒常的に必要な職員は、正規職員として採用すること。
 - 2、非正規職員であっても、正規職員と同じ労働であれば、同一労働同一賃金とすること。
 - 3、福祉・医療分野などの専門職を増員すること。

女性施策について

- 各種審議会をはじめ、意志決定機関への女性参加率引上げについて、部会・専門委員など含めて、全庁的な取り組みを行う。当面30%目標の総達成を目指すこと。特に、教育、福祉の分野についてはただちに30%達成をすすめること。

○ドメスティック・バイオレンスについて

- 1、相談窓口を充実し24時間対応が行えるように相談員を配置すること
- 2、一時的緊急避難施設・シェルターを増設し、民間シェルターへの運営費を助成すること
- 3、被害者、加害者へのリハビリテーションや心理療法などに取り組むこと
- 4、加害者更生を図るための調査研究と対策強化、学校などでの予防教育を強化すること。

- 5、暴力を許さない社会的合意をつくること。
- 男女共同参画社会をすすめるための各種講座を開設し、女性問題を初めとする学習や社会参加の一層の促進に向けた取り組みを図ること。そのための啓発活動を継続的に行えるよう、予算措置を行うこと。
- 女性を蔑視し人格を踏みにじる文化的退廃を許さず、人権尊重の世論と運動を広げること。
- 松永の母子寮を復活すること。
- 保育士や学童保育指導員などの非正規雇用の正規化、労働条件を改善し「官製ワーキングプア」をなくすこと。
- 妻など家族従業者の働き分が必要経費と認められるよう、所得税法56条の廃止を求めること。
- 夫婦同姓の強制や女性のみの再婚禁止期間、男女別の婚姻最低年齢など遅れた民法制度の改正を行い、差別的規定をなくすよう国に求めること。

斎場並びに墓苑の整備について

- 福山市中央斎場の水くみ場を墓地の中に増設し利用者の利便性を図ること。
- 不足している、市営墓地の増設を行うこと。
- 墓参者の高齢化などもあり、市営墓地に必要なガードパイプの設置など転落防止対策を行うこと。芦田町での市営墓地にガードパイプ設置を行う事。

交通事故対策について

- 通学路の歩道の整備を行うこと。
- 通学路の安全確保のため、道路に凹凸をつけて自動車の速度を落とさせる「ハンプ」の設置や車道幅を狭める「狭さく」など児童が安心して通行できるように道路整備を行うこと。
- 通学路に、歩車分割を含め必要なガードパイプ、ガードレールなどを設置すること。
- 必要な通学路の安全対策を実施できる予算をつけること。
- 国道182号線の加茂町百谷の自動車転落個所について、ガードレール設置だけでなく、急カーブとならないよう道路改修を行うこと。
- 津之郷・長者ヶ原線の防音、排ガスなどの予防のため2号線から山陽本線までの間に防音壁などの設置を行うこと。また、東西の歩行者の横断のため地下道を設置すること。その他住民意見を聴取し安全な道路建設になるよう手立てを尽くすこと。
- 道路舗装費の増額で早急に傷んだ道路を補修することや不明瞭な白線(グリットライン)は引きなおすこと。
- 交差点で歩車分離式信号機の設置をすすめること。

火災による死亡事故を2度と起こさないために

- 介護施設、雑居ビルなどの、特定防火対象物における防火施設整備、安全対策について、漏れがないよう査察・点検を実施し、結果を公表すること。
- 違反を放置することなく、必要な警告、命令等の手続きをおこなない、是正させること。
- 資金難の事業者が、違反事項について改善できるよう、無利息の融資制度を独自に創設すること。
- 2014年9月、消火力基準について、消火力の整備指針及び消防水利の基準に関する検討会報告書」では、見直しの概要が示されました。検討会の報告書に基づき福山市の必要な体制強化を行うこと。予防要員の増員等を行うこと。

人権・同和行政の終結、清潔・公正な市政を

- 同和行政が完了した今日、人権・同和施策は終了すること。

- 福山市人権施策基本方針」は抜本的に見直し、行政主導の「大権・啓発」や「住民学習」を廃止すること。
- 「解同」福山市協への補助金を廃止すること。
- 同和地区実態把握はやめること。
- 同和問題に特化した職員研修は行わないこと。
- 人権交流センターでの「解同」の事務所使用をやめさせ、残りのコミュニティセンター、コミュニティ館の行政目的を変更し、児童館、高齢者施設など地域の要望に基づいたものにする。
- 自治体改革推進会議に代わる市民サービス向上意見交換会と労使共同体制を解消し、行政と労働組合の健全な関係を構築すること。
- 国に対し、部落問題の固定化・永久化につながる恒久法である「部落差別の解消の推進に関する法律案」を、採択しないことを求めること。

平和問題について

- 今年、広島・長崎の被爆七一周年の年です。福山市が、「非核三原則の完全実施」「核武装の廃絶を全世界に強く訴え、恒久平和を求める」とした宣言のように、唯一の被爆国として、また、日本国憲法9条を持つ国として、反核・平和の取り組みを強めなくてはなりません。
- 平和非核都市宣言の標柱、啓発看板の抜本的増設を行うこと。
 - ヒロシマ・ナガサキの被爆の実相を広く内外に知らせ、国内はもとより、全世界の非核宣言都市との連帯と交流を深め核兵器廃絶を訴え、運動を進めること。
 - 平和非核都市宣言の趣旨をすべての福山市民に周知し、平和、核兵器、軍縮問題に関する内外の資料を収集し、福山市民に提供するとともに、原水爆禁止・平和を求める市民の団体、運動への援助をすること。
 - 「特定秘密保護法」は、戦争できる国づくりの第一歩です。国民の目、耳、口をふさぐ秘密保護法は撤廃以外にありません。福山市としても「特定秘密保護法」撤廃を国に強く求めること。
 - 特定秘密保護法に係る行政業務には一切協力しない事。
 - 憲法違反の「平和安全保障法案」は、発動させるべきではなく、廃止すべきです。国に対し、憲法順守と法の廃止を求めること。
 - 自衛隊に対する住民基本台帳の閲覧を、プライバシー保護というこれまでの立場を堅持し、行わないこと。
 - 南スーダンへ派遣している自衛隊は、撤退させることを国に求めること。
 - 「核兵器禁止条約」に賛成するよう国に求めること。

介護保険制度・高齢者施策について

介護保険制度について

- ① 安倍政権がすすめる「医療・介護総合法」による介護保険の大改悪を中止し、必要なサービスが受けられ、高齢者の尊厳が守られる介護保険制度とするよう国に求めること。
- ② 要支援者や要介護1・2認定者の訪問介護や通所介護、住宅改修や福祉用具レンタルは現行の介護保険利用とするよう国に要望すること。
- ③ 介護保険の利用料を「一割から二割に引き上げる事や、特別養護老人ホームの入所者の重度者限定は撤回、ケアマネジャーのプラン料の有料化は中止するよう国に求めること。
- ④ 介護保険財政の国庫負担をただちに10%引き上げ、公費負担割合を60%にするよう国に求めること。
- ⑤ 介護保険申請時、要介護認定が省略できる「基本チェックリスト」の使用ではなく、介護保険申請の認定結果に基づき、介護サービス利用ができるようにすること。高齢者の介護保険の申請権・受給権を遵守すること。
- ⑥ すべての待機者が解消できるように、特別養護老人ホームをさらに増設すること。
- ⑦ 要介護認定と利用限度額は廃止し、ヘルパーやケアマネジャーをはじめとした専門家で、必要な介護の提供が出来る制度改善をするよう、国に強く要望すること。
- ⑧ 介護保険では「院内介助」は規制されており、そのため実費サービスとなるケースもあります。必要であれば、利用者の受診時に介護職が医師の指示と一緒に聴くことなどを含め、要介護者の通院介助を保障するよう国に求めること。本市独自でも「院内介助」制度を創設すること。
- ⑨ 介護保険外の、お泊り支援事業「お泊りデイサービス」に頼らず、公的な宿泊事業を抜本的に拡充すること。
- ⑩ 認知症の早期発見・診断・初期の相談と家族への支援から、終末期のケア・看取りまで、切り目なく治療と支援を行う・医療・保健・福祉の連携体制を構築すること
- ⑪ 安価に利用できるグループホームや介護施設の計画的な増設など、認知症の人が地域で暮らせる基盤の緊急整備を進め、在宅生活が維持できる体制をつくること。
- ⑫ 訪問介護利用者の7割が使う生活援助の基準時間の短縮を撤回し、利用者にとって生きる意欲にもつながるヘルパー支援を抜本的に改善すること。
- ⑬ 自治体の福祉専門職を増員させ、地域住民と協力しあい、高齢者を地域で支える安心のネットワークをつくるよう行政が責任をもって行うこと。
- ⑭ 介護保険に関係する申請書類等にマイナンバー記載をやめること。

介護保険料について

- ① 2017年度における、65歳以上の介護保険料の引き上げは絶対に行わないこと。
- ② 保険料・利用料を、支払い応力に応じた応能負担とするよう、国に強く要望する事。また、市の減免制度の拡充を早急に行うこと。
- ③ 介護保険料の減免制度における、「貯蓄合計額」の要件を撤廃し「市長が認める者」とする等、柔軟に対応すること。
- ④ 介護保険料を40歳未満に拡大しないよう国に要望すること。

利用者負担について

- ① 本市独自の食費負担軽減制度を復活させ、さらに拡充すること。
- ② 福祉用具購入費、住宅改修費および、高額介護サービス費を受領委任払い制度に改め、利用者負担金の軽減に努めること。
- ③ 高額介護サービス費の負担上限引き上げをしないよう国に要望すること。
- ④ 介護施設における、居住費・食費負担金（ホテルコスト）の改悪を撤回するよう国に要望すると共に、市独自の減免制度を創設し、在宅でも施設でも制度を充実させること。
- ⑤ 利用料の減免制度を拡充すること。

【介護事業所について】

- ① 2015年度より、基本報酬が4.48%引き下がりました。本市でも介護事業所の廃止が増加しています。報酬単価の引き下げの中止と、報酬引き上げを国に要望すること。また、制度改悪による高齢者や事業所への影響調査を市独自で取り組むこと。
- ② 施設や事業所の職員確保、人員配置に対する本市の公的助成制度をつくり、労働環境の改善を支援すること。
- ③ 介護職員の処遇や研修体制を現場の要望を踏まえて改善し、研修参加への交通費、日当の補助制度を創設すること。
- ④ 高齢者施設の自動火災報知機などの設置、補助制度を抜本的に拡充するとともに、大事をおこさない」ために、夜間の職員の人員配置を増やすことを国に求めること。
- ⑤ 介護職員の医療行為は中止させ、医療従事者で行う体制をつくること。
- ⑥ ゆきすぎた介護保険適正化事業は改め、働きがいのある介護現場となるよう指導方法を再構築すること。また、事務作業の簡素化など現場負担を軽減すること。
- ⑦ 地域包括支援センターの勤務実態を把握し、必要に応じて人員配置の拡充を行うこと。
- ⑧ 本市直営の包括支援センターを設置し、本市が主体的に地域包括ケアに努めること。
- ⑨ 保険料・利用料の引き上げに連動することなく、緊急かつ確実に介護労働者の賃金アップを図るため、介護職の処遇改善交付金の再創設を国に対して要望すること。

【介護予防・日常生活支援総合事業について】

- ① 要支援認定者は市町村が実施する「新総合事業」を利用していますが、「住民主体サービス」や「緩和したサービス」は介護の専門家以外の地域のボランティア等による事業となるため、介護の質が担保できません。「新総合事業」ではなく、現行の介護の専門家による介護を継続し、「安上がり介護」は断固やめること。
- ② 住民主体サービスはあくまでも、現行の介護給付の補完として位置付けること。

【高齢者施策について】

- ① 低所得者・高齢者・障害者などが、住み慣れた町で暮らせるよう、国と自治体の責任で住宅整備・家賃補助を実施する。地域有料賃貸住宅」を拡充すること。
- ② 軽費老人ホーム運営費補助の民間施設給与等改善費を復活させること。
- ③ 高齢者施設での感染症予防を徹底すること。
- ④ 高齢者インフルエンザ予防接種料金を、完全無料にすること。
- ⑤ 家族介護慰労金の支給額を抜本的に引き上げるよう国に対して要望すること。また、市独自で拡充すること。
- ⑥ バス・タクシーの無料パス券制度をつくること。
- ⑦ お出かけ乗車券」を、65歳以上のすべての高齢者が利用できるように、制度拡充すること。また年間利用金額を1万5千円以上とすること。
- ⑧ 高齢者の「あんま・マッサージ券」の支給年齢を以前の65歳に戻すこと。
- ⑨ 配食サービスの事業所への単価引き下げは撤回し、事業所運営の保障と、安心安全な配食となるよう努めること。
- ⑩ 日中独居もしくは高齢者のみ状態である高齢者に対して、実態に応じ配食サービスの対象とすること。
- ⑪ 療養病床の削減計画をストップさせ、安心して入院治療・療養が出来るよう体制整備を国に強く求めること。
- ⑫ 高齢者・障害者が低価格で安全に移動できるよう、郊外の巡回型バスや乗り合いタクシー制度の創設と拡充を行うこと。
- ⑬ 長寿祝い金は以前の77歳・88歳・99歳・100歳以上の節目に支給し、さらに拡充すること。

【障害児・者施策について】

- ① 障害者権利条約が批准されたことに伴い、国内の障害関連の法律や、制度を抜本的に改革するよう国に対して要望すること。また、本市でも体制整備を当事者の意見を十分聞きながら行うこと。
- ② 今年7月に起きた津久井やまゆり園での障害者殺傷事件で19名の尊い命が奪われました。障がいのある障害当事者や家族が社会で生きていく事に、今までにない不安を抱いています。福山市障がい者保健福祉計画の基本理念を否定するものです。このような事件が二度と起きないためにも、障害への理解や啓発を強め、人権尊重を市民が考える機会を設けること。

- ③ 障害者差別禁止法の施行に基づき行政の対応要領を作成しましたが、研修等も十分行いながら職員に徹底すること。
- ④ 障害者総合支援法の「障害」の範囲に難病等も位置付けられました。難病患者も障害福祉サービスの利用ができるよう周知徹底すること。
- ⑤ 障害福祉サービスの対象は必要とするすべての難病患者がうけられるものにする。また難病の範囲に限らず、確定診断がなくとも、疾患による障害で福祉サービスが必要と医師が診断をした場合は、サービスが受けられるよう国に対して要望すること。
- ⑥ 障害者総合支援法の第7条の介護保険優先の原則「65歳問題」を見直し、介護保険、障害福祉サービスのどちらを使うか選択できる制度にするよう国に要望すること。市としては、本人等の要望があれば障害福祉サービスの利用が出来るよう柔軟な対応をすること。
- ⑦ すべての難病を医療保険制度の対象とし、負担軽減の制度となるよう、国に求めること。
- ⑧ 配偶者の収入認定はやめ、本人の所得のみの収入認定とし、障害者施策の応益負担を応能負担とするよう国に求めること。
- ⑨ 2014年4月よりグループホームとケアホームが一元化されましたが、報酬の見直しにより事業所運営の赤字化が進んでいます。基本報酬を大幅に引き上げるよう国に対して要望すること。
- ⑩ グループホームの利用状況を市として把握し、家賃補助など、整備や運営の支援策を検討し、実施すること。
- ⑪ 事業所への報酬の増額を行い、月額払いを月額払いに戻し、正規職員を中心とした職員配置が出来るよう、国に求めること。
- ⑫ 福祉労働者の賃金を、全額国庫負担により、月4万円の引き上げを行うよう国に求め、市としても賃金補助制度を設けること。
- ⑬ 「地域生活支援事業」について、利用料を、無料または応能負担による低廉な料金とすること。
- ⑭ すべての無年金障害者の救済を年金制度の枠内で解決するよう、国に求めること。特定障害給付金を障害基礎年金並に引き上げること。
- ⑮ 小児慢性特定疾患について、対象となる患者の要件緩和とともに対象疾病を拡大すること。また成人後も、制度を継続すること。
- ⑯ 特定疾患治療研究事業についてさらに対象疾患を増やし、予算を増額するとともに全額公費負担にするよう、国に求めること。
- ⑰ 障害者の「特定相談支援事業」の計画相談の実態を把握すること。低すぎる計画相談作成の報酬を引き上げるよう国に要望すること。
- ⑱ 障害基礎年金を大幅に引き上げること。また無年金障害者への特別給付制度の周知徹底を行うこと。
- ⑲ 福山市重症心身障害者福祉年金を復活させること。
- ⑳ 福山市障害者就労支援事業を継続すること。
- ㉑ 自立支援医療の応益負担の仕組みを撤廃し、無料の公費負担医療制度とするよう国に求めること
- ㉒ 重度心身障害者（児）医療費助成制度を国の制度として創設するよう求めること。
- ㉓ 単市制度の療養援護事業を復活させること。
- ㉔ 移動支援事業に対し、利用制限は行わないように努め、移動支援事業、コミュニケーション事業などの利用料を無料化にすること。
- ㉕ 福祉タクシー助成制度は、多くの市町では「障害者の生活行動範囲の拡大及び社会参加の促進等、社会生活行動の利便を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的」とし、タクシー券とガソリン券の選択制で実施しています。本市においても、早急に選択制にすること。
- ㉖ 透析患者の通院補助制度は、所得制限を撤廃し拡充すること。
- ㉗ 精神障害者の運賃割引制度を適用拡大すること。
- ㉘ 精神障害者の通院治療・生活支援施策・就労の場の確保など、生きがいのもてる施策の抜本的改善をはかること。
- ㉙ 障害者の法定雇用率の厳守を徹底し、難病・慢性疾患をもつ人など、すべての障害者を施策の対象とし、障害者の働く権利を守ること。
- ㉚ 交通運賃割引制度を、精神障害者を含むすべての障害者と介護者に利用拡大すること。100キロメートル制限を撤廃し、JRの特急料金も割引の対象とすること。
- ㉛ 交通や建物のいっそうのバリアフリー化を行うこと。

- ③② 国土交通省の「道路移動円滑化整備ガイドライン」には、屋外に設けられる自動車駐車場の身体障害者用駐車場施設・停車施設及び通路には、屋根を設けるものと示されています。福山市役所の思いやり駐車場は多くの障がい者が利用します。いつでも安心して利用できるよう、駐車場に屋根を設置すること。
- ③③ 子ども発達支援センターの対象者を就学前と限定せず、全年齢を対象とすること。また療育期間3か月という枠組みをなくし、必要に応じて必要な期間療育が出来る体制を整えること。また、診療の待機児童をなくすため、状況に応じて、人員体制をさらに拡充すること。
- ③④ 発達障害の人が増加していますが、発達障害に対する理解や支援体制の整備は不十分です。医療や雇用、教育など支援体制を構築すること。発達障害支援センターを増やし、民間団体やハローワークとも連携できるように支援体制を拡充すること。
- ③⑤ 知的障害者のガイドヘルパー制度を創設すること。
- ③⑥ 身体障害者手帳を持たない聴力障害者に対して、補聴器購入の補助金制度を創設すること。
- ③⑦ 発達に課題のある子どもたちに十分な療育が保障されるよう、療育施設を抜本的に増やすこと。
- ③⑧ 市のプール施設に家族更衣室を設置すること。
- ③⑨ ヘルプマークを導入し、普及・啓発すること。
- ④⑩ 手話言語条例を制定すること。
- ④⑪ 「まちづくり出前講座」へ必要に応じて手話通訳、要約筆記奉仕員の派遣を行うこと。

生活保護行政について

【国に要望すること】

- ① 生活保護基準額の改悪・生活保護改悪法は撤回し、必要な人すべてが受けられる生活保護制度にするよう、国に強く要望すること。
- ② 住宅扶助や冬期加算の減額は撤回するよう国に強く要望すること。
- ③ 最低生活保護基準を引き上げ、高齢加算の復活、リバースモーゲージの中止など国に求めること。

【市として実施すること】

- ① 基準額の見直しは、住民税の非課税限度額、就学援助、最低賃金、国保・介護保険の負担減免など、他の制度の基準と連動するため、被保護者への負担とならないよう措置を講じること。
- ② すべての相談窓口において、生活保護の申請相談は、親切・丁寧に、相談者の立場にたった対応を堅持すること。
- ③ 本庁舎や支所の、生活福祉担当課の窓口は、「生活保護申請用紙」を備え付け、いつでもだれでも申請書類を入手できるようにすること。また、窓口は「生活保護のしおり」を備え付け、広く制度を周知すること。
- ④ 保護申請から決定までの期間は、二週間以内の原則を厳守すること。
- ⑤ 生活保護申請の受理は申請書のみで受け付け、添付書類を条件としないこと。
- ⑥ 資産調査のための同意書が必要な場合には、提出先を明示し、必要最低限の調査のためにのみ使用すること。
- ⑦ 生活福祉資金の貸付限度額を引き上げ、だれもが利用しやすい制度に改善すること。また、原資を抜本的に増やすこと。
- ⑧ 保護要件を満たした場合は、無差別平等原則に基づき無条件で受けつけること。
- ⑨ ホームレスをうまないための施策を講じること。また、住所の定まらない人や、ホームレスに陥る可能性のある人は、申請者の住所を住所地として、直ちに生活保護の適用を行うこと。
- ⑩ 市として、緊急の対応として、「一時宿泊施設等（シェルター）」を設置すること。
- ⑪ 通院のために必要な移送費の支給は、手続きを簡便にすること。
- ⑫ 移送費や、住宅維持費、就職支度金等、必要な制度の周知徹底を図ること。
- ⑬ 福祉事務所の定数を定める条例を制定すること。また、ケースワーカーの定数を大幅に増やし、定数は被保護世帯六十五世帯に一人の割合とするよう、職員配置を増員すること。
- ⑭ 生活福祉課に福祉の専門職を雇用し、あたたかい支援が行えるように努めること。
- ⑮ パーソナルサポートサービスを導入し、被保護者の支援体制を強化すること。
- ⑯ 就学年齢のこどもがいる、生活保護世帯への学習支援を、市内全域で実施できるように拡充すること。

【困窮者支援について】

- ①生活困窮者自立支援法により、ただちに就労が困難な生活困窮者に「中間的就労」を促す「就労訓練事業」が導入されました。最低賃金も適用されない事業に「とりあえず就労」させ、保護の打ち切りや「本際作戦」のツールになりかねません。「就労支援」の名の下、要保護者への圧力をかける事のないよう、要保護者によりそった支援を行うこと。
- ②本市に設置されている「自立支援窓口」は、本市の直接運営を堅持すること。

保育行政について

【国に要望すること】

- ①すべての子どもが安心・安全に成長・発達する権利が保障されるよう、国と自治体の責任で保育・子育て支援の制度を改善・拡充するために関連予算を増額するよう国に要望すること。
- ②新制度の財源は消費税であり、子育て世代の暮らしを直撃し、子どもの貧困をいっそう深刻化させます。消費税増税ではなく、国の予算の一部組み換えにより、公的保育を拡充するよう国に求めること。
- ③公立保育所人件費の一般財源化を撤回し、特定財源とするよう、国に強く働きかけること。
- ④公立保育所の建設費、改修費への国庫補助の復活、自治体の公立保育所新設、建て替え、改築耐震化を支援するよう国に求めること。
- ⑤保育所運営費を堅持するよう国に求めること。
- ⑥過疎地域の子どもの保育を保障するため公立保育所を存続させること。国に対して国庫補助を元に戻し、必要な財源措置を行うよう求めること。
- ⑦私立幼稚園の保育料減免制度である就園奨励費の支給対象の拡充、私立幼稚園への助成金を国に求めること。

【市の保育行政について】

- ①児童福祉法24条第一項に基づく、市町村の保育の実施責任を堅持し、現行保育制度を堅持・拡充すること。
- ②公私問わず、保育所を幼保連携型認定子ども園へ移行させないこと。
- ③地方版子ども・子育て会議だけでなく、市民や関係者から十分に意見が聴取できる機会をつくり、市民の声が反映された保育制度を構築すること。
- ④保育設備や保育環境は現行の水準を堅持すること。
- ⑤幼稚園・保育所を統廃合する（仮称）福山市立大学付属こども園の設置はとりやめること。
- ⑥父母の意向を無視した強引な公立幼稚園・保育所の統廃合、民間移管、認定こども園への移行はやめ、父母の要求を最優先にすること。
- ⑦公立・私立保育所および幼稚園の園舎の耐震化を急ぐこと。特に、耐震診断を早急に行い、市民に公表すること。また再整備計画とは別枠で、保育所・幼稚園園舎の耐震化計画を策定すること。
- ⑧地域型保育事業（小規模保育や家庭的訪問事業など）の従事資格は保育士が行うよう、本市の基準を見直すこと。
- ⑨保育入所と、保育料における直接契約・直接補助方式を導入しないこと。
- ⑩市として、保育所、幼稚園、学童保育、子育て施策関連予算を大幅に増額すること。
- ⑪本市の保育料は県内市町、中核市の中でも最高額です。市民の要望に応え、保育料の引き下げを行うこと。
- ⑫産休明け保育、ゼロ歳児保育、障がい児保育を引き続き前進させ拡充すること。
- ⑬保育所の三歳以上、五歳児の脱脂粉乳給食「スキムミルク」を取りやめ、牛乳にすること。また米飯を含む完全給食と、地産地消をさらにすすめること。
- ⑭障害児のための保育士加配を改善すること。国、県にも障害児保育への拡充をもとめること。
- ⑮認定から外れた障害児、症状未固定で認定されない障害児、多動、発達に気になる子など手立ての必要な、課題のある乳幼児に対しても、医師や保健師の所見に基づいて保育士加配を行うこと。
- ⑯保育所への125%の子どもの入所は、保育所の新設・増設で対応し、100%基準とすること。
- ⑰アレルギー等の除去食が必要な園児に対し、適切な指導、給食での対応が出来るよう、一所にひとりの栄養士の配置と、給食調理員の定数基準を見直し、改善を国に要求する。実現するまで市単独でも対策を講じること。
- ⑱遺伝子組み替え食品や、原材料が疑わしい食品を給食に使用しないこと。
- ⑲学校給食と、保育所給食の食材の放射能測定を行うこと。

保育現場の労働環境について】

- ①保育士ひとりの受け持ち人数は、ゼロ歳児二人、一歳児三人、二歳児五人、四・五歳児十五人に改善すること。当面、市としての改善をはかり、保育士を増員すること。 おおむね」対応は改め、乳幼児の人数が現行の保育士配置基準を超えた場合、ただちに加配すること。 正規職員の保育士を抜本的に増員すること。
- ②私立保育所への調理員は一保育所二名以上とし、その他に事務職員も配置すること。
- ③朝夕の保育士基準の緩和は撤回すること。
- ④臨時職員にも、公立なみに期末手当が支給できるように予算措置をすること。
- ⑤保育士不足を解消するために、福山市に「保育所人材バンク」の設置を行うこと。
- ⑥保育士の非正規化を改め、正規保育士を抜本的に増やすこと。
- ⑦保育士の過重労働を軽減し改善につとめること。
- ⑧出産・子育てなどで退職した保育士が復帰し働き続けやすいように、研修制度の充実、復職のための情報提供を強化すること。また、育児休暇制度など使いやすいうよう代替職員配置を積極的にすすめること。

子育て支援策について

- ①子どもの医療費助成制度は、就学前の子どもは無料とするよう国に要望すること。
- ②全国では各自治体の努力で、制度の拡充が広がっています。本市も乳幼児医療費助成制度を早急に拡充し、中学校を卒業するまで、完全無料とすること。小学校卒業までの医療費は、早急に入通院とも無料とすること。
- ③子どものアレルギー対策を充実させること。
- ④母子、父子家庭への施策を改善すること。
 - ・父子家庭への医療費助成制度について、所得制限」の引き下げを行い、対象を広げること
 - ・一人親家庭の保育料・医療費は無料にすること。
- ⑤福山市遺児年金制度を復活させること。
- ⑥母子健康診断を、全乳幼児が100%受診できるようにすること。
- ⑦子育て応援センターで行われている休日保育について、実施箇所数を市内全域に拡充すること。
- ⑧子どもの看護休暇」は、学校行事への参加などにも使える「家族休暇」制度に拡充し、労働者一人、年間10日に増やすことを国に求めること。
- ⑨妊娠・出産・育児休暇を取得できる職場環境を整えること。
- ⑩虐待を受けた子どもへの専門的なケア、親にたいする経済的、心理・医療的・福祉的な支援を強めるため、各機関との連携を強めること。
- ⑪児童手当は、子育て支援の重要な柱として拡充をはかり、18歳まで支給期間の延長を国に求めること。
- ⑫母子生活支援施設「松永寮」の廃止を撤回し、養育に困難を抱える家庭への支援策を拡充すること。

放課後児童クラブについて】

- ①子ども子育て支援新制度の実施に伴い、2020年までに全学年が対象、40人以下での施設整備を行う事になっていきます。拡充に向けての計画を早期に立てること。また、その際は公設公営を堅持すること。
- ②「遊びと生活の場」にふさわしく、子どもの負担のない適正規模化（40人）、専任の常勤職員の複数配置、施設の広さや設備など、安心して生活できる場とすること。
- ③障害のある子どものための指導員の配置が行えるよう、放課後児童クラブの加配の基準を定めること。
- ④41人以上の大規模のクラブは早急に分離・増設すること。
- ⑤専任管理指導員を配置すること。
- ⑥利用料を同一世帯2人目から無料にし、減免制度を拡充すること。
- ⑦希望する場合、四年生以上の児童も入会できるようにすること。
- ⑧クラブの規模は、40人の適正規模を順守すること。
- ⑨クラブ専用のトイレを設置すること。
- ⑩指導員は、常勤体制とし、正規指導員3人の体制とすること。
- ⑪指導員が長く働き続けられる条件として、保育士の給与水準と同等とすること。

- ⑫ 放課後児童クラブの事業の継続性を確保するため、企業参入は認めず、公設・公営を堅持すること。
- ⑬ 児童一人あたりのクラブの面積を1.98㎡とすること。
- ⑭ 放課後児童クラブの対象年齢を早急に6年生までに引き上げること。

医療・衛生行政について

【医療制度について】

- 医療保険制度改革法」において、入院給食費の引き上げ・初診時選定療養費の改悪・患者申出療養制度導入などが実施されています。患者への医療費負担軽減、公的医療保険制度を覆すものであり、制度導入を撤回するよう国に要望すること。
- 「地域医療構想」では、各都道府県が新たな病床再編計画をつくり、従わない病院にはペナルティを科して、増床中止や病床削減を指示できるようになります。現在でも入院ベッドの空き待ちの状況もあります。必要な医療が提供できるときのよう病床削減を行わないよう、国や県に要望すること。
- 医療法の改悪を撤廃し、異常に高い日本の薬価と医療機器にメスを入れ、特に高齢者医療の負担増はやめるよう国に強く働きかけること。
- 病気の予防・早期発見という主旨にたち、特定健診を市として充実させると共に、国に対しては健診でのペナルティを課す手法をとりやめるよう求めること。
- 療養病床削減を中止し、必要なベッドを守るよう国に求めること。

【医療従事者問題について】

- 医師不足解消のため、抜本的な医師増員や医師養成への国の支援を強めるよう求めること。
- 医学部定員をただちに1.5倍化し、医師の奨学金制度・教育・研修内容の充実をはかるよう国に求め、市としても創設をすること。
- 看護職の抜本的増員・労働条件の改善と地域医療の支援、退職した看護師の再就労支援など行うよう、国に要請をし、市としても努力をすること。
- 看護学校の補助金を増額し、看護師養成に力を注ぐこと。また、福山市として看護師養成校を実現すること。
- 市内の看護師のお礼奉公の実態を各連携機関と連携をして調査し改善すること。

【患者負担について】

- 入院給食は治療の一環として、無料とするよう国に強く働きかけること。
- 県の老人医療費助成制度廃止を撤回し、元に戻すよう要請をすること。
- 当面、市として食費負担の助成制度を創設し、入院給食にかかる負担軽減をすること。
- 日本国民の死因の第一位である、がんの予防治療に力を入れ、がん患者に対して、所得や地域に関わらず高度な治療・検査が受けられる体制をつくるよう国に求め、市としても体制をつくること。また、70歳以上の高齢者のがん検診の一部負担金は撤回すること。
- 自殺を防ぐためにも、NPOなど各種団体や、組織などと連携し、自殺の未然防止、問題の改善と解決にむけて取り組みを強化すること。また、自殺を防ぐうえでも、安定した職の確保や、社会保障が充実した国づくりをするよう国に求めること。
- 不妊治療の公費助成の対象年齢や助成回数を制限しないよう国に要望すること。また助成額の増額、所得制限の緩和、治療への保険適用を拡大するよう国に要望すること。

【動物愛護について】

- ペットの殺処分ゼロを目指し、真の動物愛護行政を進めること。
- 熊本市など、先進自治体に学び、ペットの殺処分ゼロを名実ともに実現するよう、力を尽くすこと。
- 動物愛護センターの職員を抜本的に増員し、保護した動物の治療、しつけ、訓練等を行える体制とすること。

- 市として積極的に、愛護団体やNPO、地域の住民への譲渡に対し、市としての財政責任を果たすこと、さらに譲渡を促進するよう努めること。
- 犬や猫の不妊手術への助成制度を創設すること。
- 地域ねこ活動を促進すること。

《市民病院》

- 消費税増税による影響で、市民病院の損税が経営に大きな影響を与えています。国に対し消費税中止を要請し、医療はゼロ税率とするよう要望すること。
- 福山市市民病院の地方公営企業法の全部適用は撤回すること。
- 利益優先で在院日数の短縮を図ることなく、患者優先の立場を貫くこと。
- 後発医薬品の使用率を引き上げ、さらなる使用率向上に取り組むこと。
- 市民病院に、小児科医を増員出来るよう、引き続き力を尽くすこと。
- 市民病院の民営化は行わず、自治体病院として運営を堅持すること。
- 市民病院に小児救急センターを開設すること。
- 障害児 者や寝たきり老人の歯科診療の開設を図ること。また今後一層の需要が高まってくる寝たきり老人や障害児 者の訪問歯科診療の開設をすること。
- アトピー性皮膚炎やアレルギー疾患の相談窓口を開設し、治療・研究体制を確立すること。
- 待ち時間を解消するため、引き続きあらゆる手立てを尽くすこと。
- 障害児 者のリハビリテーションを実施すること。
- 病院給食の民間委託を撤回し、安全な食材を使用して、適時・適温給食へ一層の改善を行うこと。
- 駐車場の有料化は撤回すること。
- 福山市市民病院附属神辺診療所の役割を高め、地域医療サービスを向上させること。
- 田原・山野・広瀬への出張診療は継続し、へき地医療を守ること。
- 非紹介患者加算初診料の導入は、市民が医療にかかる権利を阻害することが懸念されるため、撤回すること。
- 院内介助の体制をつくり、障害者や高齢者が安心して受診が出来るようにすること。

【市民病院の医療従事者について】

- 不足している医師の確保を早急に実現すること。特に産科医、小児科医、がん科医、脳神経科医等、医師の多忙化を解消するため、あらゆる手立てを尽くすこと。また、福山市の医師奨学金制度を創設すること。
- 医師や看護師などスタッフの勤務実態を把握し、医療現場の労働環境を改善すること。また、勤務実態把握をするためタイムカードを導入すること。
- 医療従事者の勤務環境の改善のため、厚労省の勤務環境改善マネジメントシステムを導入し、看護師等、医療従事者の負担軽減を図り、職場定着を進めること。
- 介護・子育ての期間、看護師などの医療従事者の夜勤体制を軽減すること。

文教経済委員会

教育は子ども一人ひとりの幸せ、成長と発達のためにあります。それだけに教育は社会の未来にとっても大切です。教育は子どもの権利であり、家庭の経済力に関わらず万人に豊かに保障されなければなりません。

ところが日本の教育は様々な問題をかかえています。

何より国民の教育費負担が重すぎます。日本は世界的にも高い学費でありながら、給付制奨学金もない異例の国です。また教育条件も劣悪で、欧米では「学級20〜30人が当たり前なのに、日本では40人近い学級がまだにあります。

日本の教育予算の水準 GDPにたいする公財政教育支出の割合は3.7%で、世界中で最低ランクです。

この公財政支出をOECD平均4.8%に引き上げれば5兆円の財源となり、学費無償化や条件整備が可能となります。

日々の学校で子どもたちは人間として大切にされているでしょうか。

学年が進むにしたがって受験中心の教育となり、子どもたちは追い立てられ、比べられ、豊かな子ども期が奪われているのではありませんか。

昨年12月の府中町立中学校男子生徒の自殺は、受験制度のストレスをあらためて示しました。受験中心の教育は国際的にも異例で、国連子どもの権利委員会は再三「高度に競争的な教育制度」の是正を勧告しています。

厳しすぎる校則など管理一辺倒の教育も深刻です。前出の中学生自殺に関して、当該校の校長は「規律維持を求めあまり、押さえつける指導になっていたのではないか」と報告書で反省していました。

同時に、先生自身が管理され競わされ、のびのびと教育をおこなえない状態におかれています。

安倍政権は、教育費無償や教育条件整備に背をむける一方、「道徳の教科化」政府見解どおりに教科書に書かせる「高校生の政治活動の禁止制限」など教育への介入を強めています。その本質は「戦争する国」「弱肉強食の経済社会」という「国策」に従う人づくりには他なりません。税金は出さずに口を出す」という方向では教育は歪むばかりです。

日本共産党は、憲法と子どもの権利条約を生かし、世界最低水準の教育予算の引き上げ・重すぎる教育費負担の軽減「ゆきすぎた競争主義からの脱却」「上からのしめつけ」をやめ子どもの権利と教育の自主性を保障する」という立場から、次の項目について改革することを提案します。

- ▼ 教育費負担軽減を
- ▼ 少人数学級など豊かな教育条件を
- ▼ 特別支援教育・障害児教育を拡充を
- ▼ いじめも指導死も体罰もない、安全な学校を
- ▼ 不登校の子どもを温かく支援し、フリースクールなどへの経済的支援を
- ▼ 主権者教育、市民道徳など民主主義にふさわしい教育を
- ▼ 教育への国家統制に反対し、豊かな授業と教育を
- ▼ 教職員の「超多忙化」「非正規化」の解決を
- ▼ 私立学校の豊かな発展をささえること
- ▼ 公民館等の機能向上等について
- ▼ 文化・スポーツの振興について
- ▼ 文化遺産の保護・活用について

▼教育費負担軽減を

教育は人権であり、経済的な理由で教育上の差別をすることは禁じられています。ところが教育費負担の重さは、その原則をふみにじり、貧困の連鎖をうんでいます。

● 大学学費を国公立も私立も半分に引き下げること……日本政府も承認した国際人権規約の「大学教育の段階的無償化」を具体化し、大学教育を無償とするよう、国に要望すること。

- 給付制奨学金を創設し、有利子奨学金は無利子に……日本の奨学金は名前こそ「奨学金」ですが、その実態は学生を借金漬けにしてしまう「学生ローン」で、返済不要の給付型奨学金が主流である世界に比べてもあまりに立ち遅れています。名実ともに「奨学金」といえるものにするため次の3つの改革を行うこと
- ① 当面、月額3万円を70万人分＝学生4人に1人に給付する給付制奨学金制度を創設すること
- ② 有利子奨学金はすべて無利子にする
- ③ 既卒者の奨学金返済の減免制度をつくり、生活が困窮する場合の救済措置を講ずること
- ④ 高校就学支援金など高校生の学びを支える制度の拡充を行うこと
- ⑤ 私立高校生への就学支援金を増額すること
- ⑥ 年額数万円～十数万円程度に、高校生等奨学給付金を抜本的に拡充し、通学費や生活費を含め十分な金額とする
- ⑦ 留年した生徒に就学支援金を打ち切らず、学びを支え続けること
- ⑧ 給食費を無償とすること。また、義務教育の完全無償化をすすめること
- ⑨ 就学援助を拡充すること……就学援助制度は、国庫負担制度をもとに戻し、対象を生活保護基準×1.5倍まで広げ、支給額も増額するとともに、利用しやすい制度にすること。教育扶助の額も同様に引き上げること
- ⑩ 入学金と施設整備費にたいする支援制度の創設を……入学金と施設整備費も学費です。それらへの国としての支援制度をつくるよう、要望すること。当面、年収500万以下の家庭で全額、800万以下の家庭で半額を支給する制度をめざし段階的にひきあげる
- ⑪ 奨学給付金」の拡充を……高校生にたいする国の「奨学給付金」が始まりましたが、受給対象が少なく、その額も十分ではありません。制度を拡充し、低所得の場合に通学費や生活費まで保障できるような制度とすること
- ⑫ 幼児教育の負担軽減を……幼稚園保育料を軽減すること

▼少人数学級など豊かな教育条件を

- 35人学級を早期に完成させること……少人数学級は、子どもの悩みやトラブルに対応するうえでも、子どもの発言の機会がふえるなど学習を豊かにするうえでも、重要な教育条件です
- 35人学級を早期に全学年で実施すること
- スクール・ソーシャルワーカー、カウンセラーなどの配置の充実を……子どもの貧困」などに対応できるスクール・ソーシャルワーカーなど、子どもの育ちを支えるために必要な専門職員を定数化して十分に配置するとともに、職の専門性・独立性を尊重した待遇とすること
- 一方的な学校統廃合計画を撤回し、小規模校を残すこと……小規模校は子ども一人ひとりに目が行き届くなどの優れた面があるとともに、地域の維持と発展にとってかけがえのない役割があります。統廃合は、地域の教育力の衰退、子どもの長時間通学、いざという時の安全面の不安などでもデメリットがあります。子どもの教育を後退させ、地域の存続を危うくする、現統廃合計画を撤回すること。小規模校を地域に残して充実させ、地域づくりを進めるとりくみを支援すること。東村、山野、広瀬、服部、内浦、内海の6小学校、山野、広瀬、内海の3中学校の統廃合を進める、福山市学校規模・学校配置の適正化計画」を撤回すること
- 保健室の充実を……学校の保健室は、医師、カウンセラーなどの専門家と連携して、子どもの心身を支える、多様でかけがえのない役割を果たしています。養護教諭の複数配置をすすめるなど拡充すること
- 学校耐震化計画を前倒し、耐震化の早期完成を進めること。そのため、福山市耐震化計画」を早急に見直し、校舎耐震工事を前倒して実施すること
- 学校校舎・施設の老朽化対策の促進を……学校校舎・施設の老朽化が深刻な問題となっています。雨漏り、壁に穴、外壁落下、トイレの悪臭など、子どもたちの安全にかかわる事態にもなっています。老朽化対策に必要な予算を確保できず放置されていることは大問題です。さらに整備できないことを、学校統廃合をすすめる口実に行っていることは黙過できません。学校施設整備の予算を増額し、対策を確実に進めると
- クーラーなど、空調設備を早急に全校に設置すること

- 全校のトイレの洋式化を早急に完了させること。
- 中学校完全給食の拡充を……安全で豊かな学校給食のため、地産地消、自校方式、直営方式をすすめ、全校で中学校給食の実施を急ぐこと。また、学校給食費の無償化の方向を検討すること。学校栄養職員・栄養教諭を1校に1名配置すること。
- 小中一貫校について……小中「一貫校」構想が、学校統廃合をすすめる最大のねらいとなっています。これを進めることにより、小学校高学年の自覚などこれまでであった子どもの成長に有益なものが失われる、学校がマンモス化する、中学のテスト体制や厳しい管理が小学校に拡大するなど多くの問題が指摘されています。小中一貫校の推進計画を撤回すること。

- ICT教材・デジタル教材について……デジタル教材は、子どもへのさまざまな影響、教育効果の程度について多くの問題点が指摘されています。しかも保護者に高額な負担を求めるとすれば許されるものではありません。導入先にありきを決めるのではなく、子ども、保護者、現場教員、研究者中心にメリット・デメリットをはっきりさせること。
- 公立図書館の充実を……図書館は住民の読書、知る権利にとって大切な存在です。図書館予算を充実させ、とくに、水呑分室は、存続・拡充すること。
- ① 図書館は中学校区単位で設置するなど、身近な生活圏域に図書館を設置すること。
- ② 司書資格のある館長、専任・正規雇用の司書の配置を進めるとともに、図書館で働く非正規職員の雇用継続など労働条件を抜本的に改善し、専門性の蓄積を保障すること。
- ③ 図書館の後退・変質をさせないこと。
- ④ 資料費を増額させること。
- ⑤ 図書館運営に住民の意見が反映するよう「図書館協議会」を設置します。
- ⑥ 読書の自由、図書館の自由を守ること。
- 学校図書館に学校司書の配置を……学校図書館に専任・専門・正規の学校司書を配置すること
- 外国人の子どもへの教育条件の整備を……市内に居住する外国人の公立学校への受け入れ体制の充実、外国人学校への支援、日本語教室設置、公立高校への入学資格の改善など、在日外国人の子どもへの教育を保障すること。
- 子どもの生活のためにも、外国人の賃金未払いや劣悪な労働条件の改善、福祉・医療を受けやすくすることともに、地域での共生をすすめること。
- 夜間中学の開設を推進すること……夜間中学は、様々な理由により教育を受けられなかった多くの人、不登校の子ども、障がい者、中国帰国者、在日外国人らにとってかけがえのない義務教育の場となっています。全国にわずか31校しかなく、06年には日弁連からも夜間中学増設の意見書が提出され、14年には夜間中学増設に向け超党派の議員連盟も結成されました。今ある中学校の二部授業として夜間中学の開設をすすめること。

▼特別支援教育・障害児教育の拡充を

- 特別支援学校について
- ① 特別支援学校の教室 教員不足の解消を……特別支援学校に在籍する子どもが急増しているのに条件整備が追いついていません。市立特別支援学校を開設すること。
- ② 「学校設置基準」を設け、劣悪な条件を改善すること。子どもの障害の重度化重複化に対応できるように教員を増員すること。
- ③ スクールバスを増車し通学の負担をへらすこと。必要なすべての子どもへの寄宿舎の保障をすすめること。
- ④ 医療・福祉など専門機関とのネットワーク、巡回相談など地域全体の支援体制をつよめること。
- 特別支援学級について
- ① 特別支援学級の拡充を……特別支援学級に在籍する子どもたちの障害の複雑化に対応するため、教員を増員すること。教員が特別支援教育についての専門性をもてるように採用、異動などのしくみを改善すること。
- ② 通級指導教室の条件整備を進めること……通級指導教室は、発達障害や、さまざまな事情から支援が必要な子どもへの教育にかけがえのない役割をはたしています。ところがその整備が遅れ 希望しても入れない」などの

事態が広がっています。通級指導教室の整備計画を立て、教室を増やすこと。また、生徒10名に教員一人を配置」といった設置基準を設け、必要な教員を定数化すること。

● 福山市立高校、福山市立大学に、特別支援教育の体制を確立すること。

● 過度の競争と管理を改善し、子どもを排除しない学校をきずくこと……この間、特別支援の学校や学級の在籍数がふえ続けています。その背景には子どもにあった専門的な教育を受けさせたいという願いの広がりもありますが、学力テストの平均点アップに汲々とする「子どもを力で押さえつける」など過度の競争と管理によって子どもたちが通常学級にいつらい状態が広がっている問題があります。過度の競争と管理を改善し、学校をどんな子どもでも排除されない、ゆったりとした人間的な雰囲気のある場にする。

● 広島県が行う「基礎・基本」定着状況調査を中止すること。

● 学力テストの各学校による結果の公表を取りやめるよう、指導すること。

● チャレンジウィーク福山」は、希望者のみの限定すること。

● インクルーシブ教育にふさわしい教育制度の検討について……国連の「障害者権利条約」は、障害のある人が障害のない人と分け隔てなく人権を保障され、豊かに生きられる社会を実現するために、教育の分野で「インクルーシブ教育」障害のある子どもが一般の教育制度から排除されず参加を保障される教育」を提唱しています。そのためには、子どもの「最大限の発達」と、「社会への完全かつ効果的な参加」が欠かせません。福山市の教育制度がインクルーシブ教育にふさわしいものとなるよう、合意形成をはかり、条件整備などの改善を進めること。そのなかで特別支援学校を小規模分散の地域密着型にすることなどを検討すること。

▼いじめも指導死も体罰もない、安全な学校を

● いじめ問題の解決を学校関係者、市民とともに……いじめは相手に恥辱や恐怖を与え、思い通りに支配しようとするもので、ときに子どもを死ぬまで追いつめる事件に発展します。多くのいじめ被害者は、その後の人生を変えてしまうような心の傷をうけます。いじめはいかなる形をとろうとも人権侵害であり、暴力です。

そうしたいじめが全国の学校に広がっていることは、社会全体の大きな問題です。

次の方向で、学校関係者、国民と力をあわせ取り組みを強めること。

―学校での対応として

① いじめへの対応をぜったいに後回しにしない命最優先の原則の確立

② ささいなことでも様子見せずに対応するため、教職員・保護者の情報共有を重視する

③ 子どもの自主的活動の比重を高め、いじめをとめる人間関係をつくる

④ 被害者の安全を確保し、加害者にはいじめをやめるまでしっかり対応する

⑤ 被害者遺族の「真相を知る権利」を尊重し、学校側がつかんだ情報をかくさない、などを重視すること。

―行政側の条件整備や対応として

① 教員の「多忙化」解消、少人数学級推進、養護教諭・カウンセラーの増員、いじめ問題の研修

② 深刻なケースに対応できる全国的なセンターとして「いじめ防止センター」の設立

③ 厳罰主義などいじめ解決に逆行する方向でなく、子どもの安全に生きる権利を保障する方向で「いじめ対策法」を運用する

④ いじめ解決に逆行する、「いじめ半減」などの数値目標化、教職員をバラバラにする上からの教員評価などの教育政策をあらためること。

―いじめ増加は子どものストレスの増大を示し、その背景には教育や社会の歪みがあります。過度の競争と管理の教育をあらためるとともに、弱肉強食の社会のあり方をかえていくことを重視すること。

《福山市いじめ問題調査委員会条例について》

一、重大事態の事実関係の調査結果は、原則として被害者やその保護者に適時、適切に情報提供することを明確にする。

二、重大事態が発生した際、学校、教育委員会の調査で、全貌が明らかにならない場合についても、同委員会へ調査を諮問するなど、開催の判断は、柔軟な対応を行う事。

三、同委員会に、通報、相談、勧告、調停の機能と権限を持たせること。また、「いじめ」に関する重大な通報や相談を、保護者や子どもなど、教育委員会以外から受けた場合についても、第三者機関として当事者間の関係を調整する等、問題解決を図る機能を持たせること。

四、委員会の委員の選定は、専門的な知識及び経験をもつ第三者の参加を図るとともに、公平性・中立性が確保されることを重視すること。

五、行政部局に第三者的機関を置くこと。

● 学校から体罰をなくすために力を尽くすこと……肉体的な苦痛や恐怖で子どもを服従させることは、成長途上の子どもの体だけでなく、心に複雑で深い傷を残します。体罰は法律で明確に禁じられています。

ところが自民党など政界の一部には、体罰・暴力を容認する潮流があります。2012年12月におきた大阪の桜宮高校での体罰死事件の際にも、自民党の国会議員は文部科学大臣政務官として大阪に出張し、ありうる体罰とそうじゃない体罰の線引きが必要」などと発言し、大問題となりました。

このような風潮を許さず、なぜ体罰がいけないのかを多くの人々と根本から考えあい、学校から体罰・暴言をなくすために、力をつくすこと。

● 学校から「指導死」をなくすこと……部活や生活指導のなかで、教員の「指導」により、子どもがおいつめられる、事態が後をたちません。

「指導」の名で子どもを傷つけたり、見せしめにして人格を否定することは、教育の場であってはならないことです。「指導死」をなくすため、通達を出すだけの「通達行政」「手引き行政」をあらため、教員の指導の中に安全配慮義務や「大間の尊厳」の尊重を確立するために教員集団の話し合いや研修などの措置を充実すること。

● 学校の安全対策をすすめること……学校での事故や犯罪から子ども、教職員らの生命を守る仕事は急務です。「安全配慮義務」を明記するなど、子どもの「安全に教育を受ける権利」を保障する「学校安全法」「学校安全条例」の制定を検討すること。不審者対応を含めた安全対策のための専門職員配置や施設の改善をすすめるとともに、学校安全のための住民の自主的なとりくみを支援すること。

▼ 不登校の子どもを温かく支援し、フリースクールなどへの経済的支援を

不登校の子どもの安心を第一に、学びと自立を温かく支援すること……不登校の子どもが増えているのは、日本の学校がいぜんとして息苦しい場となっていることを示しています。不登校は競争的で管理的な学校や社会のうみだし問題であり、不登校を本人や家庭の責任とすることはまちがいです。

● 不登校の子どもの安心を第一に、子どもの意思を尊重しつつ、学びと自立を支援すること。
● 子どもと親とが安心して相談できる不登校の相談窓口を拡充すること。

▼ 主権者教育、市民道徳など民主主義社会にふさわしい教育をすすめること

民主主義の原則にもとづく主権者教育をすすめること……18歳選挙権の実施にともない、主権者教育、政治教育をいっそう充実させることが重要です。

● 個人の尊厳」や基本的人権の重要性を学び、主権者として批判的に政治や社会の問題を考え、みずから行動してよりよい社会をつくる主権者に成長することが大切です。
国民の間で意見の対立がある政治課題を扱う場合、教員が特定の政治的立場を押し付けないことは、民主主義社会での教育の大原則です。同時に、生徒から尋ねられた時や授業の必要から、教員が自らの政治上の意見を強制しない形で述べることは当然保障されなければなりません。学校での主権者教育、政治教育にたいする政治家や行政からの不当な介入に反対し、教育が自主的にすすめられるようすること。

● 道徳教育も個人の尊厳・民主主義を土台にすること……民主主義社会の道徳教育は、すべての人に人間の尊厳があることを土台にし、子ども一人ひとりの選択による価値観形成を大切にす、市民道徳の教育として行われることが大切です。戦前の封建的な道徳教育のようになってはいけません。

ところが安倍政権は「道徳の教科化」によって、国が教科書検定などを通じて上から子ども、ひいては国民道徳を管理しようとしています。このような国定道徳の押しつけに反対すること。

憲法や子どもの権利条約などの学習、いじめや人間関係のトラブルなどをみんなで解決していくクラス討論や学校行事などの自治活動、すべての授業や生活で子どもが人間として大切にされ体罰などがきびしく批判され教育を進めること。道徳の時間」はそれらの一つとして位置づけてこそ有効なものになります。また愛国心についての教育は、戦前の偏狭な愛国心をともなっておこなわれた植民地支配と侵略戦争の歴史の問題を伝えてこそ、世界の人々と共生できるものとなります。

● 厳しすぎる 生徒指導規程」や「ゼロトレランス」政策を早急に見直すこと……靴下の色は白一色。少しでも模様があれば違反者となり、親は白い靴下を買って学校に届けなければならぬ」日本にはこのような人権無視にいたる校則がいまだにあります。こうした理不尽な規程をあらためること。

子どもに市民的自由を認めないことは、人権侵害であり、子どもを人間として大切にす教育とは正反対のものです。生徒が規則を破ったら一律に厳しく罰し、生徒が規則を破った理由は聞いてはならない」など生徒の言動を問答無用で押さえつける「ゼロトレランス」政策を撤廃すること。

● 中学生を安易に逮捕させる事態をおこさないよう、教職員・保護者・地域で、生徒を守り育てるよう、あらゆる手立てを講ずること。

● 挙手や起立の仕方、机の上に出すものの指定など子どもたちの行動をこと細かく型にはめようとする「学校スタンダード」も広がっています。これらは子どもを独立した人格として認めず、調教しようとするものであり、根本的に見直すこと。

● 性的マイノリティ(LGBT)の子どもへの配慮をすすめること……同性愛や性同一性障害などを含む性的マイノリティ(LGBT)の子どもへの適切な配慮を求める通知が市内の学校にだされました。

児童生徒が自認する性別の制服・体操着などの着用を認める」「標準より長い髪型を一定の範囲で認める」「戸籍上男性」着替えの際に皆とは別に保健室の利用を認める」「修学旅行で1人部屋の使用を認め、入浴時間をずらす」などの配慮が、実際におこなわれるようにするとともに、教職員や子どもたちの理解を進めるため、研修や授業での取り扱いをすすめること。

▼教育への国家統制に反対し、豊かな授業と教育を

教育は自由な雰囲気のもとにあつてこそ花開きます。とくに授業は、諸分野の学問的な到達にたった教員の自主性や創造性が保障されてこそ、子どもが感動する生き生きとしたものになります。そうした立場から、教育への国家統制に反対し、教育の自主性を守り、豊かな授業と教育がすすめるようすること。

● 過去の戦争への反省を教育の面からも重視すること……日本がかつておこなったアジア諸国にたいする侵略戦争と植民地支配は、アジアの人々の無数の命を奪い、塗炭の苦しみを与えました。過去の歴史への反省は日本国憲法に刻み込まれ、日本が戦後の国際社会に復帰した際の大前提ともなっています。その立場から、過去の侵略戦争と植民地支配の歴史的な事実と反省を教科書に反映する努力をすすめること。

日本の戦争は自存自衛とアジア解放が目的」「日本軍慰安婦などなかった」などの事実と日本の根本的立場に反する立場からの教育現場や教科書にたいする介入を許さないこと。

● 学習指導要領を強制性のない「大綱的基準」とすること……現在の指導要領は国の強い関与のもとに一部の考えだけでつくられ、過密カリキュラムで「落ちこぼし」をふやす、内容的にも科学性や系統性に欠けるなど多くの問題をかかえています。にもかかわらず「法的強制力」があるとされ教員に強要され、スピード授業、創造性のない画一的な授業の原因となっています。学習指導要領の内容を、研究者や教職員、保護者など国民参加で抜本的に見直すこと。子どもの状況や学校・地域の実情に即した教育課程を自主的につくられるようにすること。

● 学力形成に有害な全国学力テストを廃止し、創造的な授業を奨励すること……全国学力テストの導入以来、学校と教員が平均点競争に走らされ、平均点を上げるため先生が正解を教える」テスト対策のドリルばかりでほんらいの授業がおろそかになる」などの問題が噴出していています。学力形成に有害な全国学力テストを廃止し、学力の全国的調査は以前のような抽出調査に戻すこと。

● 習熟度別学習などの強制に反対し、多様な教育方法を保障すること……国や行政は、個々の教員の授業のやり方にまで介入をつよめています。とくに、習熟度別学習は、子どもをふるいわけ、人間として傷つける危険のつよい方法であり、慎重に取り扱われなければなりません。強制しないこと。

また、安倍政権がすすめようとしている「アクティブ・ラーニング」も、特定の授業方法を機械的に教員におしつける危険の強いものです。すべての子どもが「わかった」と瞳をかがやかし、自然や社会の基本的なしくみや法則を理解できるように、多様な教育方法を保障すること。

● 教科書制度の改善を……現在の教科書検定は、検閲的な様相が「よく教科書を魅力のないものにしていきます。しかも安倍政権は、社会科教科書は閣議決定の内容を書け」などと教科書を政府言いなりのものにしようとさえしています。こうした動きに歯止めをかけ、執筆者の創意が生かされ、多彩でユニークな教科書が生まれるようにします。教科書採択は、その地域や学校の子どもにもっともふさわしいものを選び取る教育的な行為です。各教科の教授についての知識や経験がない教育委員会が独断で決めるのではなく、各教科を教えている現場教員の判断、さらに保護者や住民の意向を反映して採択が行われるようすること。将来的には、検定制度そのものをやめ、教科書は、専門家や教員、保護者らからなる第三者機関が検討して認証する認証制度とし、開かれた討論を通じて教科書が学問的な事実に基づき、魅力あるものになるようにすること。

● 子ども、保護者、教職員、住民による「参加と共同の学校」づくりをすすめること……子ども、教職員、保護者、住民らが話し合って教育を創造していく「参加と共同の学校」をめざすこと。職員会議の形骸化をあらため、教育方針についての合意形成の場として位置づけること。行政の決めた数値目標に教育を従属させてゆがめる「PDC Aサイクル」は、撤回すること。

● 甲の丸・君が代」の強制をしないこと……憲法19条「思想、良心、内心の自由」に違反する、甲の丸・君が代」の強制を行わないこと。入学式、卒業式は、子どもにとって最善のものにするため、教職員、子ども、保護者で話し合って行なえるようにすること。その合意によって「君が代」斉唱がある場合でも、アメリカのように、斉唱を拒否する自由が生徒にも教職員にもあることを明確にして、内心の自由を守ること。

● 小・中学校の選択制を見直すこと……小・中学校の学校選択制は、学校に競争原理を導入するという目的で導入されました。しかし導入した地域では、一方の学校に生徒が集中してマンモス校化する一方で、入学者が激減する学校をつくる、学校間競争に振り回されて「点数競争」など教育が歪む、地域の結びつきが弱まり教育力が低下する、など深刻な矛盾をもたらしています。選択制を見直すこと。

▼教職員の「超多忙化」「非正規化」の解決を

先生たちの「超多忙化」といわれる状態や、「非正規」教職員の急増は、教職員の生活や健康にとっても、子どもの教育のことを考えても、一刻も早く解決すべき問題です。その解決へ全力をつくすこと。

教職員の「超多忙化」の解決に着手すること……教職員の54%が過労死ラインで、31%が過労死警戒ラインで働き、全教調査)、国際調査でも日本の教員の勤務時間は最長です。

その実態は、朝7時から夜9時、10時すぎまで働き、土・日曜日仕事という過酷さで、しかも一番やりたい授業準備や子どもとむきあう時間がとれないという本末転倒の状態です。

教員が勤務時間内に授業準備や子どもと向き合うことに集中できるように、以下の方向で「超多忙化」の解決をすすめること。

① 政府が、部活動の休息日をもうける検討をはじめました。部活動の過熱化をおさえる「部活ルール」を確立するとともに、部活動による超過勤務の回復措置を制度化するよう、手立てを講ずること。

- ② 国基準以上に過度に増やしすぎた授業時数を適正化するとともに、人員の補充なしに様々な課題を課すことやめ、教員の負担を軽減すること。
- ③ 不要不急の報告書類や業務を抜本的に整理し、授業準備と子どもにむきあう時間を勤務時間の中心におけるようにすること。
- ④ 各学校に安全衛生委員会を設置し、働き過ぎのチェックと改善、労働条件と健康についての研修をすすめるとともに、子ども対応や地域行事参加などによる超過勤務の回復措置など労働安全の法令順守を徹底すること。
- ⑤ 教育公務員給与特例法を改正し、超過勤務手当の制度を創設するよう、要望すること。

- 臨時教員の待遇改善と正規化をすすめること……以前は教員の世界には、臨時教員は産休代替などの限定的なものでした。それが2004年の法改悪で「定数崩し」の制度が導入され、臨時教員が限定なく認められるようになり急増し、今では全教員の16.5%をしめています。臨時教員は担任などの仕事をしているにもかかわらず、低賃金で来年の契約があるかどうか分かりません。そうした待遇を改善するとともに正規雇用に切り替えること。
- ① 臨時教員が暮らしているだけの給与に引き上げること。
- ② 病休・有休取得、職員会議の参加などでの差別を禁止すること。
- ③ 臨時教員急増をまねいた「定数崩し」の制度を見直し、臨時教員比率の上限を設定し正規化をすすめること。
- ④ 自公政権が定数改善計画を廃止したことで、都道府県や政令市が正規採用の見通しをもてなくなっています。計画を策定し、正規採用がすすみやすすくするように、政府に強く要望すること。

- パワハラやセクハラをなくし、風通しのいい職員室にすること……上意下達の学校運営がひろがるもとで、パワハラやセクハラが増えています。上意下達の学校運営をあらため民主的な学校運営をすすめ、互いの人格を尊重し協力しあえる風通しのいい職場がつかれるよう手立てを講じること。
 - 教員を専門職として尊重すること……教員は専門職であり、上意下達では責任をもった仕事をするのができません。このことは「ILOユネスコ・教員の地位に関する勧告」にも明記された世界のルールです。教員を教育の専門家として尊重し、学校運営のみならず教育政策の決定でも重要な役割を果たせるようにすること。
 - 教員の研修を改善すること……新任の先生を長時間子どもから引き離す、官製の「初任者研修」を抜本的に見直すこと。
 - 主幹制、主幹教諭制度の見直しを……教員の専門職性や同僚性を弱め、教員組織を上意下達のピラミッド型組織に変質させる主幹制や主幹教諭制を見直すこと。
 - 教員評価「制度を見直すこと……現在の「教員評価」制度は、教員の目を子どもではなく管理職や行政に向けさせるだけです。また行政が教員の優劣をきめ給与に差をつければ、教員どうしの協力や連携がこわれ、子どもの教育が劣化します。教員評価というなら、教員の努力を励ます、教育活動へのいい評価であるべきです。
- そのためにも、子ども、保護者、同僚、専門家などの関与や、評価者と評価される者と双方向的な関係を大切にすべきです。

▼私立学校の豊かな発展を支えること

- 一部の自治体でおこなっている私立中学への学費支援制度を、国として検討し、創設すること。

▼通学路の安全対策について

- 総点検した通学路の危険箇所について、全ての安全対策を早急に完了させること。とりわけ、信号機の設置や、横断歩道、一旦停止線などの交通安全施設の整備は、早急に完了させるよう、あらゆる手立てを講じること。

▼ 公民館等の機能向上等について

- ① 公民館・ふれあいプラザ・コミュニティセンターの統廃合をすすめる。公共施設統廃合計画」は撤回すること。
- ② 老朽化した公民館の改修、建て替えの計画は、引き続き、積極的に進めること。
- ③ 公民館に対し、押し付けの地域人権学習は行わず、生涯学習の拠点となるよう支援すること。

▼ 文化・スポーツの振興について

- 青少年が自主的に運営できる青少年施設を作ること。ライブ、フリーマーケットなどの青少年の活動できる空間を保証すること。
- 野球ができるスポーツ広場を増設すること。
- スケボー公園を競馬場跡地広場など、身近な地域に設置すること。
- 市民がモータースポーツに触れ合うことができる（仮）モータースポーツ公園の設置を検討すること。
- すべての子どもに、地域で安全に、楽しく、豊かな遊びと学びを保障するために、各学区に計画的に児童館を設置すること。
- 子ども科学館や博物館を設置すること。

▼ 文化遺産の保護・活用について

- 市内全域の埋蔵文化財の調査、保存をさらに進めること。
- 福山駅前、福山城遺構や海に開けたまちの歴史的経緯を大切に、高層ビルの建築を規制するなど、景観を守ること。
- 福山城の改修、福山城公園の除草・大木の剪定、石垣の雑草の処理など、公園の維持管理予算を増額し、清潔な公園を保持すること。
- 無形文化財や伝統的な風土芸能など技芸継承事業を拡充し、保存団体などへの助成を強めること。
- 鞆町の重伝建指定を早急に完了し、歴史・文化を活用したまちづくりをさらに積極的に推進すること。
- 鞆町医王寺周辺の遊歩道を整備し、観光資源として活用すること。
- 鞆町における、土砂災害等危険個所について、自然災害につよい町づくりを進めること。

商工・労働行政について

中小企業・小規模事業所振興策について》

- 小規模事業所振興基本法に基づき、従業員5人以下の小規模事業所の振興策を策定すること。現在行っているものづくり関連への実態調査」のみならず、全中小企業への実態調査を行い、綿密な施策を講じること。
- 市として、中小業者に無担保、無保証の融資制度、不況融資制度を拡充すること。とりわけ「市税の完納証明」の添付要件を撤廃すること。
- 中心商店街の宅地について固定資産税の軽減措置をとること。
- 住宅リフォーム助成制度」小規模工事等希望者登録制度」を早急に創設すること。
- 中小企業振興基本条例を制定し、中小企業支援策を、市政の根幹に据えること。
- 所得税法56条を廃止し、家族従事者の労賃を正當に評価する税制に改善するよう、国に強く働きかけること。
- 公契約条例を創設し、中小企業支援策を拡充すること。

労働者の暮らしと権利》

- 労働者の権利を守るため、労働者派遣法を抜本的に改正し、「正規雇用が当たり前」となるよう国に働きかけること。
- 緊急雇用対策を強化し、福祉、医療、道路維持、国土保全などの分野で、市の責任で雇用創出をおこなうこと。とりわけ、耕作放棄地や、里山・里地・里道「市道の維持管理に、緊急雇用を増員し、失業対策事業を構築すること。
- 失業給付期間の延長を政府に要求すること。失業中の生活保障と再就職の道を援助すること。
- 全国一律最低賃金制の実現と、大幅引き上げを求め、当面1時間1000円の実現を要請すること。
- 大学・高校新卒者の雇用拡大に、鋭意努力すること。
- 市として、教育、保育、保健、介護、消防等、正規職員を増やすこと。
- 雇用、労働の場での国際的基準にもとづく男女差別是正をはかること。
- 市内の外国人労働者の、就労実態の調査を行い、劣悪な労働条件を改善させること。
- 市役所の職員の雇用は、正規雇用とすること。

観光振興について》

- 福山市には、福山城や、全国に誇る輛の浦など、豊富な観光資源がある。市民はもとより、全国にその価値を発信するなど、引き続き振興策を充実させること。

農林畜産振興について》

- TPP国会批准に反対すること。
- TPPによる、市内の農林水産業への影響調査を早急に行うこと。
- 農業の大規模化や企業参入を促進するのではなく、所得補償など、小規模農家の実情に合わせた支援制度を充実させること。
- 都市農業を守るため、市街化区域の農地の固定資産税を抜本的に引き下げること。
- 休耕田の復田など、水田農地を守るため、国に対策強化を求めるとともに市としても助成策を拡充すること。
- 農業後継者を育てるため、農業経営に関しての情報、技術について啓蒙を図り、自立のための教育、研修を行うとともに、市独自で研修期間の生活支援資金制度を創設すること。
- ほ場整備については、全員合意の取得など採択基準を厳格に守ること。芦田町などで進められてきた、市道との一体的整備」と称する不明朗なあり方をただすこと。
- 食肉センターの民営化は行わないこと。
- BSE検査は、全頭検査を復活すること。
- 農作物に被害を与える有害鳥獣対策を、より迅速かつ効果的なものに拡充すること。特に、イノシシやシカの捕獲対策の強化、山野の野猿対策を引き続き強化すること。

- 枯損木の処理や下刈り等の公共事業を創設し、里山整備を進めること。その際、離職を余儀なくされた人を積極的に正規職員として雇用すること。

漁業の振興について》

- 豊かな漁場作りを進めるため、沿岸漁場の埋め立ては禁止すること。
- 漁業後継者の育成に力を尽くすこと。そのための振興ビジョンは関係者の意見を十二分に反映すること。
- 瀬戸内海の漁獲資源を復活させるため、芦田川河口堰を全面開放すること。

環境行政について

地球温暖化対策》

- 温室効果ガスについて、最大の排出源である産業界の削減のため、公的削減協定など実行ある施策を実施すること。とりわけ、大規模排出事業者である、JFEスチール西日本製鉄所福山地区事業所に対し、温室効果ガス排出量データの開示とCO₂削減目標の設定を求めること。

ごみ減量化とリサイクルについて》

- ごみ問題を根本的に解決するためには、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動やライフスタイルを改めること。
- 今後策定される「廃棄物処理基本計画」は、焼却は最小限に抑え、分別種類の拡大、さらなる排出抑制を進めるよう、市民参加を促すこと。
- RDF事業から撤退し、撤退後は、自区内処理を基本とすること。
- ごみ収集の有料化は、断じて行わないこと。
- 地元住民らの合意が得られていない、新浜中継施設を撤去すること。また、跡地は、地元要望である、災害避難施設とすること。
- 箕沖町における、ツネイシ・カムテックス株式会社の産業廃棄物処理施設において、放射能汚染された可能性のある廃棄物は、厳に受け入れないように、指導すること。

大気汚染防止対策について》

- 肺がんや循環器系の疾患を引き起こすとされているPM_{2.5}以下の微小粒子について、更なる測定個所を増設するとともに、移動発生源である、ディーゼル車の対策を強化すること。
- 市独自にPM_{2.5}の環境基準を設定し、削減対策にとりくむこと。
- 福山市の降下煤塵の測定を抜本的に強化するとともに、固定発生源に対する、排出抑制の指導を強化すること。
- 福山市の光化学オキシダント多発の原因を究明し対策を講じること。
- 塩化ビニール類などダイオキシン類発生と結びつく物質の製造・流通・販売・使用・回収などについて規制を抜本的に強化するよう国、県、関係業者、機関などに働きかけること。
- JFEスチール西日本製鉄所福山地区事業所に対し、廃プラスチックの高炉還元剤使用の状況について、ダイオキシン類やその他の化学物質の発生状況を公表するよう求めること。

生物多様性について》

- 福山市の野生生物を守るために、さらなる実態調査を行い、生育環境を保全すること。環境破壊をひきおこす大型開発は行わないこと。
- 日本在来種の生物を育成保存するため、外来生物の影響調査を行い、対策を明らかにすること。
- 渚や磯を保全し、埋め立てはおこなわないこと。

建設水道委員会

アベノミクスの経済効果は国民に及ばず、長引く経済不況など国民のくらしが脅かされるもとで、住民にもっとも身近な地方自治体のはたす役割が増しています。いま国に求められているのは、地方自治体が、住民の福祉の増進を図る「地方自治法第1条の2」という本来の役割を担える財源を保障し、福祉・教育、地域振興、防災対策などを一体に強めることが求められます。

しかし安倍自公政権は、地方財源を保障するどころか、地方消費税交付金や臨時財政対策債などで、普通交付税を減らし、不十分な財源措置をいっそう弱めています。

企業が最も動きやすい国を作る」と称して地方自治を破壊し、道州制導入につながる連携中核都市圏づくりを進めようとしています。福山市は、我先にと手を挙げ、連携中核都市圏図栗の事業を日本一速い速度で進めようとしています。このような地方切り捨て政治に安易に乗ることなく、住民の命とくらしを守る地方自治体の在り方を確立することが重要です。

まちづくりのすすめ

○まちづくりは、住民主人公を貫くこと。

- 1、大規模開発優先政策を改め、地域開発・港湾整備計画などは、財界のシンクタンクや民間コンサルタントに安易に頼るあり方をあらため、計画の段階から住民参加を保障すること。
- 2、再開発・都市基盤整備は、大手デベロッパー主導は取りやめ、計画の段階から公開と市民参加を重視し、住民の利益と地域・地場産業の発展に役立つまちづくりを進めること。
- 3、市街地再開発事業は、地元関係権利者の負担軽減、特に弱小権利者の保護などを配慮し、再開発ビルを核とした高度利用」の時代遅れの在り方は改める、自然や歴史の重視、居心地の良さなど、人間の生活を優先した未来型のまちづくりを志向することを重視すること。

駅前周辺整備と伏見町再開発

- 1、伏見町再開発は、大規模開発型をやめ、個人の住宅再建支援や低層、低容積再開発で、地権者の個別の権利を守ること。
- 2、お城の景観と福山の歴史を最大限生かした特色のある整備を行うこと。
- 3、今後予定している、福山駅北口整備は、市民の意見や歴史・文化財の専門家の意見を十分に組みつくし、貴重な歴史遺産である福山城や石垣を生かした必要最小限の整備とすること。

鞆のまちづくり

県知事が鞆港埋め立て架橋計画の白紙撤回後のまちづくり案を提案している。

- 1、防災を理由に、大型防潮堤の設置などの新たな大型公共事業の持ち込みは止めること。
計画の段階から、住民参加を保障し、押し付けの防災対策は行なわないこと。
- 2、重要伝統的建造物群の指定申請をいそぐこと。今後、範囲を拡大し、歴史的景観を十分に生かしたまちづくりを進めること。
- 3、歴史的建造物については、大改築もできるよう補助額を大幅にふやし、保存実績が上がるよう改善すること。
- 4、港湾内への生ごみ投棄を止めさせ、へドロを浚渫し、清浄な水質を保つこと。
- 5、自然景観・歴史的景観を守る（仮称）鞆の浦景観保存条例」を早急に定めること。
- 6、公共下水道の布設を急ぐとともに、個人浄化槽の設置補助を含め、鞆町の地理的条件に即した下水処理整備を急ぐこと。
- 7、空き地、空き家の買い上げなどで車の離合地をふやし、時間差信号を設置するなど、通行の利便性を高めること。
- 8、道路の狭い地域でも迅速な消火活動が行えるよう、小型消防車を増やし、住民やボランティア参加の消火活動を強化すること。
- 9、住民、市民とともに空き家活用の知恵を出し合い、必要な助成制度を創設すること。

神辺のまちづくり

- 1、住民不在の都市再生政策を抜本的に見直し、住民参加と住民意志の尊重を徹底すること。
- 2、事業推進に反対の審議会委員が過半数を占めた川南区画整理事業は白紙撤回し、必要な道路は用地買収方式で行うこと。
- 3、地区計画区域の道路建設は用地買収方式で行うこと。
- 4、農業が続けられるよう、農地を市街化調整区域に編入できるように、都市計画を変更すること。

《公共事業》

公共事業政策で大事なことは、国民のいのち・安全、暮らしに必要な事業は何か、何を優先すべきかを見定めることである。新規の高速道路建設の優先度は高くない。

南海トラフ地震が懸念される今、最優先しなければいけないのは、耐震化対策や老朽化対策など既存社会資本の維持管理・更新である。

公共事業政策は、財界・大手ゼネコンなどの国際競争力強化を軸にした産業政策や大型開発依存型の地方活性化策から、国民の命・安全、暮らしを守り、地域経済再生に役立つ方向へ根本的転換をはかる必要がある。

- 1、高速道路など新規建設を抑制し、防災・老朽化に備えた維持・更新事業を優先すること。

○建設さき「ありき」の道路建設計画を根本から見直し、新規建設を抑制すること。

○既存公共施設の老朽化実態把握、修繕・更新費用の試算、長寿命化計画を急いで策定し、老朽化対策を優先して実施すること。

- 2、大型開発事業より雇用に役立つ小規模事業、住民生活密着・地域循環型へ切り替え、住民の命と暮らしを守り、中小業者への仕事発注で、地域経済再生に役立つ公共事業をすすめること。

- 3、いのち・安全を守るための身近な防災・減災対策事業を優先すること。

○防災・減災対策は、生活道路、上下水道、学校など、より住民に密着した事業を優先すること。

- 4、中小業者への公共事業発注を抜本的に拡充し、中小企業の保護・育成を図ること。

○国に対し、公契約条約の制定を求め、市として中小企業振興条例の拡充と公契約条例を制定すること。

○福山市の工事請負契約の厳格な実施、公共工事の施工にかかわる「監督員」や「工事検査員」が下請け単価の適正な履行や下請負契約の内容（支払方法）についても指導、監督をおこない、下請が不当な扱いをうけないようにすること。

○下請け代金の支払期日を定める義務、および遅延利息の支払い義務、下請け代金減額の禁止、返品禁止、買入叩きの禁止、購入強制の禁止、報復措置の禁止、割引困難な手形の交付の禁止など「下請け二法」にもとづく、下請け保護の強化を行うこと。

○福山市が、中小零細企業の営業と地元経済を維持・繁栄させるため、公共事業に従事する労働者の適正な労働条件を確保することにより、当該業務の質の確保を図ること。

○2013年4月から引き上げられた技能労働者の待遇改善と下請け業者の社会保険加入について、確実に実行されるよう、発注者として、直接把握すること。

- 5、入札制度の改善

○談合をなくし、公正、明朗な入札、契約制度実現に、鋭意努力すること。

○電算業務委託は随意契約から、一般競争入札へ転換すること。

○暴力団および、その関係者の公共事業への介入や不法行為を許さないこと。

○公共事業は、市内発注を基本とし、大規模な事業については、できうる限り分割発注をし、市内業者に仕事を回すこと。

○この間、エフピコ・リムの改修に係る高額の随意契約が行われた。

その他、公共事業130万円、物品購入80万円以上の随意契約が多岐にわたっている。この内容の精査を行い、安易な随意契約は厳に戒めること。

○「社入札」とならないよう広く周知し、透明性、公平性を確保し、総合評価方式の発注にあたっては、一部事業者への偏りや恣意的な発注とならないよう、厳正に審査すること。

交通・道路問題》

これまで住民の足となってきた鉄道・バスなどの路線廃止が相次ぎ、地域公共交通が衰退し、自家用車を利用できない高齢者等、「移動制約者」が増大している。

交通・移動の権利は、日本国憲法が保障した居住・移転の自由（第22条）、生存権（第25条）、幸福追求権（第13条）など関連する人権を集合した新しい人権である。国民が安心して豊かな生活と人生を享受するためには、交通・移動の権利を保障し行使することが欠かせない。

国に対し、地域公共交通への財源補助をさらに強めることを求め、福山市も交通・移動の権利を保障する格段の努力を行うこと。

1、福山市の現状に即した新しい公共交通網の施策策定を急ぎ、過疎地域、交通弱者の交通手段を抜本的に強化すること。

○周辺部のバスの撤退が表明されている。バスに代わる大型タクシー等の運行を拡充し、地域交通を守る新しい方式を含めた施策展開をはかること。

○自動車が使えない者などの生活を支えるため、支所や市役所、病院、ライフ拠点を結ぶコミュニティバス・タクシーの運行を始め、多様な交通手段を確保すること。

2、道路建設は、大型道路建設は取りやめ、生活道路整備の方向に抜本的に転換すること。
○住民が反対している福山道路、福山西環状線など自動車専用道や福山・沼隈道路建設計画は白紙撤回すること。

住民合意が得られていないにも関わらず、町内会を窓口とした強引な事業推進は行わないこと。
○福山西環状線の関連道路である山手・赤坂線の建設は止め、御幸松永線の退避地や離合地の拡幅を行うこと。

○津之郷スマートインターチェンジの建設に、福山西環状線連絡道や、山手赤坂線の建設を絡めて、大型道路建設の突破口とするあり方は、取りやめること。

○渋滞解消のため既存道路の拡幅、右左折路線・橋の増設、立体交差など改良・改善をすすめること。
○生活道路のいたみ、破損の補修、舗装を急ぐこと。

○橋の総点検を行い、架け替え、耐震補強、長寿命化などの対策を進めること。

住宅問題

良好な居住環境の住まいを確保し、安心して住み続けたい……これは、多く人々の共通の願いである。そしてこの願いは、個人の努力まかせではなく、権利として保障することが国際的な流れとなっている。

我が国の住宅政策は、公的住宅供給と持ち家支援策である公庫住宅供給という2本柱で進められてきた。

しかしその中でも明確に持ち家支援策が優先的に行われ、住宅供給をもっぱら民間市場に任せ、公的支援を縮小していく施策が一貫しておこなわれてきた。

このような流れを受けて、2006年6月に「住生活基本法」が07年に「住宅セーフティネット法」が制定され、低額所得者、被災者、高齢者など住宅の確保に特に配慮を要する者の「居住の安定の確保」を謳ったものの、「居住の権利」は明記されず、結果として公的保障を限られた貧困層に絞り込む内容となった。

この住宅政策を転換し、国民の居住の権利を明確にし、その保障を基本とするよう「住生活基本法」（住宅基本法）の抜本的改正を国に強く求め、福山市も住宅困窮者を始め、市民に優良な住宅を保障する努力を行うことが強く求められる。

1、住宅手当緊急特別支援事業」の利用要件と手続きの緩和、手当支給期間の延長、さらに失業していないものの、収入が低いなどのため、劣悪な居住環境におかれているものに対しても支給するなどの改善を図るよう国に求めること。

2、雇用促進住宅の全廃方針を撤回し、居住権を保障するよう国に求めること。一方的な住宅廃止や入居者退去の強行をやめさせ、低賃金や不安定雇用などで住居を確保できない人たちの住宅対策の一環として、雇用促進住宅の新たな活用をすすめること。

3、公営住宅は、法制度の改悪で、ごく限られた低所得者しか入居できないため、住民の共同活動も困難を抱えている。入居基準収入分位の抜本的引き上げを行い、中堅層や若い子育て世代も入居できるようにすること。

4、公営住宅の新規建設をすすめるとともに、民間賃貸住宅を借り上げて公営住宅にするなど多様な供給方式の活用で公営住宅を大幅に増やすこと。

5、単身者用、障害者・高齢者向けの公営住宅を抜本的に増やすこと。

6、市内中心部に、若者向け低家賃住宅の建設と家賃補助制度を創設すること。

7、大企業による、リストラや派遣労働者の雇い止めにともない、寮などから追い出される派遣社員について、住まい確保のため市営住宅の整備や住宅の借り上げなどの手立てをとること。

8、市民の住宅の耐震化や老朽化対策、バリアフリー化など、安全で快適な住宅をめざすリフォーム助成制度を抜本的に拡充すること。

9、マンションの老朽化と、居住者の高齢化が問題になっている。分譲マンションの維持・管理に対する公的な支援を創設し、安全、快適で、長持ちするマンションをめざすとりくみを支援すること。

《下水道事業》

- 1、下水道使用料金の引き上げはおこなわないこと。
- 2、下水道使用料は市民生活と中小企業には低料金とすること。
- 3、下水道利用料金の減免制度を復活すること。その際、市民税非課税世帯も減免対象とするなど、使用料の減免額を引き上げるとともに、公的施設や保育所、老人世帯、母子家庭世帯なども対象とした制度の拡充をはかること。
- 4、特に、市街化調整区域などへの農業集落排水事業・個別の合併浄化槽整備など、住民が選択できるような情報を公開し、住民参加で水浄化、排水システムづくりをすすめること。維持管理費・検査費などの負担を軽減すること。
- 5、公共下水道国庫補助率、補助対象を拡大し、低利長期の政府資金導入など国へ働きかけること。

《下水道事業》

- 1、水道料金は低料金に抑え、生活保護世帯への減免制度を復活し、低所得世帯への減免制度を創設すること。
- 2、公的施設や保育所、老人世帯、母子家庭世帯なども対象とした減免制度を創設すること。
- 3、水道料金滞納世帯への給水停止はおこなわないこと。
- 4、大企業への工水の価格を引き上げ、八田原ダム建設にともなう上下水道会計の維持管理費や減価償却費の負担を軽くすること。また、第六期拡張計画の見直し、国庫補助の増額を国に要求すること。
- 5、八田原ダムの操作マニュアルを改善し、たん水に余裕をもたせ、渇水時の水の供給を安定化させること。
- 6、市内の川に清流を取り戻すよう、水量を増やすこと。
- 7、共同住宅および二世帯住宅などの水道料金割引制度の周知徹底を図ること。
- 8、河口堰の開放に必要な条件整備を進めること。

《災害対策》

大震災時代の到来と言われる今日、災害に強い国土作り、まちづくりを最優先に進めること。

1、南海トラフ地震を想定した津波浸水被害対策を抜本的に強化すること。

○電柱などに、予測浸水レベルのテープを巻くなど、海拔表示を抜本的に増やし、日常的に危険度が認識できる手立てを強化すること。

○浸水予測にふさわしい避難場所を設置すること。

○海拔ゼロメートルや低い地域が広がる平野部に、多くの市民が生活している。高台やビル等の適切な避難場所がない地域については、新たな方法を模索し、最新の津波避難艇などについても研究し、人命最優先の対策を講じること。

○津波・浸水予測情報を町別に市民に知らせ、住民とともに、安全な避難経路の確保、避難訓練を行うこと。

○震度7の直下型地震に耐えられるよう学校や市営住宅・病院など全ての公共施設、水道・ガス管など、安全性の面からの総点検を直ちに実施し、耐震補強を急ぐこと。

○個人住宅耐震化補助制度の周知徹底を図り、福山市の助成額を引き上げ、活用しやすいものとする。

○大規模災害に即応できる全庁的な危機管理防災体制を強化すること。

2、急傾斜地（崩壊危険箇所）解消策を抜本的に強めること。

3、電力、水道、ガス、通信等ライフラインの地下共同溝化を検討し、早急に対策を取ること。

4、消防力基準の緩和を許さず消火施設、人員体制の抜本的強化を図ること。特に、常備消防体制を強化すること。

- 5、大雨対策を強化すること。
- 市内水路の越流地点の総点検を行い、水路の改修、護岸、路肩の改修やかさ上げを早急に行うこと。
 - 水路のヘドロ、河川の堆積土砂の除去を定期的に行うこと。
 - 古くなっている農業用井堰の改修を進めること。
 - 松永羽原川の排水対策を抜本的にすすめること。松永町上之町の危険地域の防災対策を急ぐこと。
 - 手城川（二級河川、県管理）の流域治水対策事業の進行を急ぐこと。
 - 曙町の排水ポンプの新設について検討・設置すること。

- 6、災害被災者への支援助成制度を拡充すること。
- 被災者生活再建支援は、水害、土砂災害、地震災害などすべての自然災害を対象にしたものに拡充すること。
 - 床下浸水、フロア浸水についても。支援の対象にすること。
 - 単身世帯や高齢者世帯の、床下の掃除など援助すること。
 - 災害ゴミの収集は、事業系ごみについてもおこなうこと。
 - 住宅再建支援制度の具体化を進めること。

《安心安全のまちづくり》

- 芦田川への自動の児童転落死亡事故等、不幸な水難事故が起きている。国土交通省と連携し、転落防止対策を抜本的に強化すること。
- 水路・ため池転落死亡事故防止のため、水路の蓋かけ、ガードレール、ガードパイプの設置など安全対策を抜本的に強化すること。特に周辺部の対策予算を増やすこと。
- 高齢化社会が進行する中、市街化調整区域や農道の危険箇所を把握し、転落防止柵を設置するなど、安全対策をきめ細かに行うこと。
- 雨水保留池の確保を計りながら、深側溝の解消を行うこと。
- 防犯灯を大幅に増やすために、設置費補助制度をつくること。市の直接設置を行うこと。
- 松浜町一丁目、入船町二丁目、住吉町、南町などの風俗営業などの「客引き」「声かけ」「駐車違反」などが周辺の住民の生活環境を壊している。これらへの対策強化を関係機関と連携して、引き続き強めること。住民の苦情や情報を受けつける窓口を設置すること。
- 幅の狭い歩道の拡幅、段差の解消、歩道の中の歩行障害になっている電柱は移動させること。